

第2 届出

水質汚濁防止法に基づく届出は第1の3の事業者の義務で記載しているとおり、特定施設の設置者や有害物質貯蔵施設の設置者などに提出の義務が課されており、その中でも法第5条及び7条に基づく届出は、施設の設置や変更の前に届出を行うことが義務づけられています。設置（変更）しようとする施設から排出される水が公共用水域又は地下水の水質の汚濁に及ぼす影響を事前に検討し、問題があれば命令等により是正を行うことで、公共用水域の保全が図られています。

1 届出の種類

届出の種類	届出のタイミング	根拠法文	届出の期限
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出	工場又は事業場から公共用水域へ水を排出する者が、特定施設（有害物質使用特定施設を含む）を設置しようとするとき	法第5条第1項	設置の工事着手予定日の60日前
	工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者が有害物質使用特定施設を設置しようとするとき	法第5条第2項	
	排水や雨水を公共用水域に出さない工場又は事業場に有害物質使用特定施設*を設置するとき又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき	法第5条第3項	
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用届出	届出対象ではなかったものが法、施行令改正等により新たに届出対象施設となった場合	法第6条	届出対象となった日から30日以内
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）構造等変更届出	施設にかかる構造、設備、使用の方法、汚水等の処理の方法や地下浸透水の浸透の方法等を変更（公共下水道への切り替えを含む）しようとするとき	法第7条	変更の工事着手予定日の60日前
氏名等変更届出	届出者の氏名又は名称、住所等に変更があった場合	法第10条	変更があった日から30日以内
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）廃止届出	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を廃止したとき ※有害物質使用特定施設を廃止した場合は、土壤汚染対策法の規定に基づき土壤の汚染状況について調査する義務が生じますので、施設の廃止を検討している場合は、事前に保健所等にご相談ください。	法第10条	廃止した日から30日以内
承継届出	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について譲り受け、借り受け、相続等により届出者の地位を承継したとき	法第11条	承継の日から30日以内
事故の届出	特定施設、指定施設、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水などが公共用水域や地下水を汚染し、健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき	法第14条の2	事故発生後速やかに

※法第5条第3項による届出のうち、有害物質使用特定施設に係るものは合流式の下水道等に雨水を含めたすべての排水を排出するなど、公共用水域への排水が一切ない施設が対象です。沖縄県内の下水道は分流式（雨水は公共用水域に放流し、下水のみ

を終末処理場で処理する方式の下水道) となっているため、法第5条第3項による届出は原則として有害物質貯蔵指定施設に係る届出のみとなります。

2 届出に必要な書類

水質汚濁防止法に基づく届出を行う際に必要な添付書類は下表のとおりです。

○は必須、△は必要に応じて提出

届出の種類 必要書類等		設置			使用			構造等変更			氏名等 変更	使用 廃止	承継
		法第5条			法第6条			法第7条			法 第 10 条	法 第 10 条	法 第 11 条
		第 1 項	第 2 項	第 3 項	法 第 5 条 第 1 項 関 係	法 第 5 条 第 2 項 関 係	法 第 5 条 第 3 項 関 係	法 第 5 条 第 1 項 関 係	法 第 5 条 第 2 項 関 係	法 第 5 条 第 3 項 関 係			
特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書	様式第1	○	○	○	○	○	○	○	○				
氏名等変更届出書	様式第5									○			
特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届出書	様式第6										○		
承継届出書	様式第7											○	
特定施設の構造	別紙1	○			○			△			△		
特定施設の設備	別紙1の2	△			△			△			△		
特定施設の使用の方法	別紙2	○			○			△					
汚水等の処理の方法	別紙3	○			○			△			△		
排水水の汚染状態及び量	別紙4	○			○			△			△		
用水及び排水の系統	別紙6	○			○			△			△		
有害物質使用特定施設の構造	別紙7		○			○			△		△		
有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8		○			○			△		△		
汚水等の処理の方法	別紙9		○			○			△		△		
特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10		○			○			△		△		
特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11		○			○			△		△		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12			○			○			△	△		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13			○			○			△	△		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14			○			○			△	△		
有害物質にかかる用水及び排水の系統又は貯蔵施設にかかる搬入及び搬出の系統	別紙15			○			○			△	△		
特定施設を含む操業の系統図	任意様式	○	○		○	○		△	△		△		
汚水処理系統図	任意様式	○	○		○	○		△	△		△		
特定施設構造図	任意様式	○	○		○	○		△	△		△		
汚水処理施設構造図	任意様式	○	○		○	○		△	△		△		
特定事業場周辺地図	任意様式	○	○		○	○		△	△		△	△	
事業場全体図 施設設置場所、汚水系統、 汚水排出口位置 汚水処理施設位置図	任意様式	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
特定地下浸透水浸透施設位置図	任意様式		○			○			△		△	△	

※各様式の記入要領及び記入例については、第5 記入要領及び記入例(47 ページ~146 ページ)をご確認ください。

※構造等変更届出については、変更部分に係る様式・図面等(変更前及び変更後)を提出してください。

3 提出先

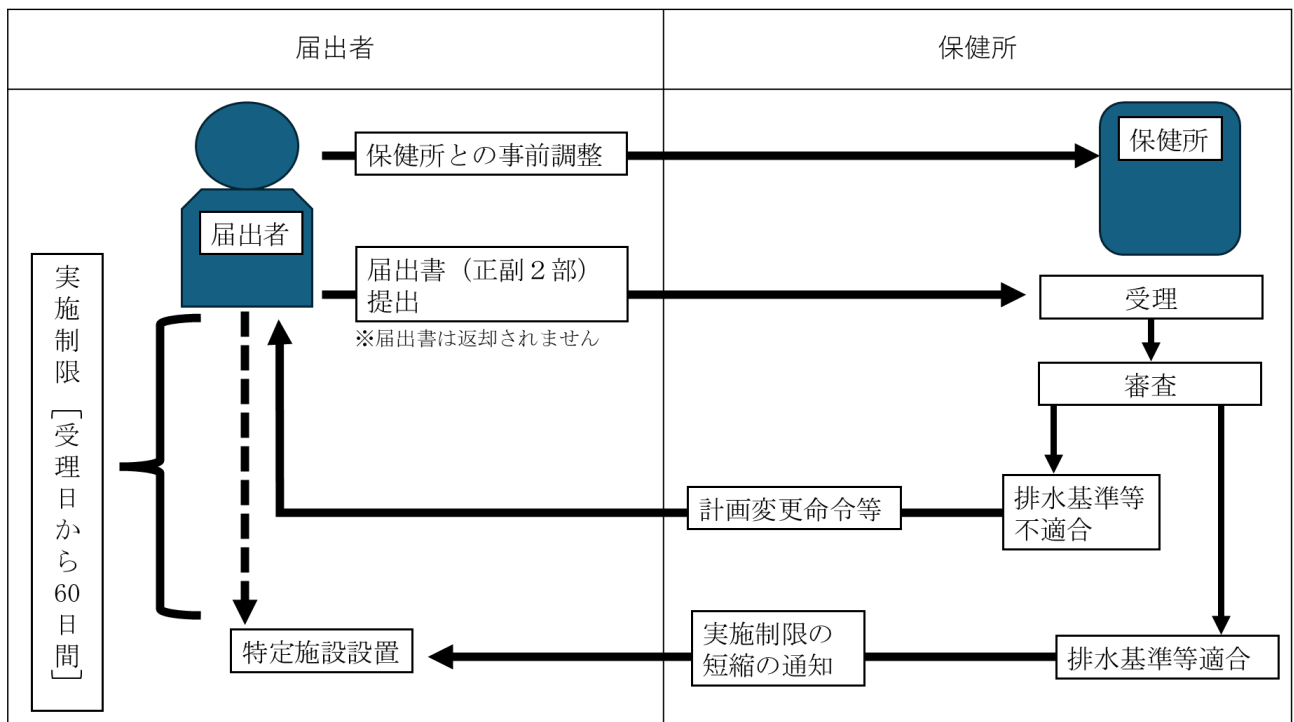
届出書は、事業場所在地を管轄する、下記の保健所に提出してください。提出部数は正副の2部となります。なお、副本は返却しませんので、提出者控えが必要なときは、3部作成してください。

工場・事業場の所在地	届出先
名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村	沖縄県 保健医療介護部 北部保健所 生活環境班 〒905-0017 沖縄県名護市大中 2-13-1 TEL : 0980-52-2636
沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、中城村	沖縄県 保健医療介護部 中部保健所 環境保全班 〒904-2155 沖縄県沖縄市美原 1-6-28 中部合同庁舎中部保健所棟 TEL : 098-989-6610
浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村	沖縄県 保健医療介護部 南部保健所 環境保全班 〒901-1104 沖縄県島尻郡南風原町宮平 212 TEL:098-889-6846
宮古島市、多良間村	沖縄県 保健医療介護部 宮古保健所 生活環境班 〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根 476 TEL : 0980-72-3501
石垣市、竹富町、与那国町	沖縄県 保健医療介護部 八重山保健所 生活環境班 〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里 4 3 8 番地 TEL : 0980-82-3243

※ 那覇市内に設置する工場・事業場については、那覇市環境保全課（098-951-3229、那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所本庁舎7階）まで、届出・相談をお願いします。

※ 保健所へお越しの際は、担当の不在を避けるため、予め電話連絡をお願いします。

4 届出の流れ



5 届出後の注意

(1) 実施の制限

法第5条の規定による特定施設等の設置の届出又は法第7条の規定による特定施設の構造等の変更届出を行った者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設の設置等を行うことはできません。

(2) 計画変更命令等

法第5条の規定による特定施設等の設置の届出又は法第7条の規定による特定施設の構造等の変更届出があった事業所について、内容審査の結果、排水が排水基準に適合しないと認めるとき、特定地下浸透水が有害物質を含むものとして定められた要件に該当すると認めるとき、又は有害物質の地下浸透防止する構造等に関する基準を遵守していないと認められる場合は、届出を受理した日から60日以内に限り、計画の変更（計画の廃止を含む）を届出者に命ずる場合があります。

(3) 排水の排出の制限及び排水の汚染状態の測定

特定事業場から排水を公共用水域に排出する者は、排水口において排水基準に適合しない排水を排出してはいけません。排水基準の詳細については「第3 排水基準」をご覧ください。

また、排水基準の適用を受ける特定事業場については、排水の水質の測定義務があり、測定結果を記録し、3年間保存しておかなければなりません。詳細については「第3 排水基準」をご覧ください。

表5 水質汚濁防止法に基づく特定施設一覧（届出対象施設）

一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
一の二 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
二 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
三 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
四 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
五 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 へ ろ過施設
六 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
七 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
八 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
九 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
十 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 へ 蒸留施設

十一	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	洗浄施設
ハ	圧搾施設
ニ	真空濃縮施設
ホ	水洗式脱臭施設
十二	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	洗浄施設
ハ	圧搾施設
ニ	分離施設
十三	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	洗浄施設
ハ	分離施設
十四	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料浸せき施設
ロ	洗浄施設（流送施設を含む。）
ハ	分離施設
ニ	渋だめ及びこれに類する施設
十五	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	ろ過施設
ハ	精製施設
十六	麺類製造業の用に供する湯煮施設
十七	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
十八	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
十八の二	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	湯煮施設
ハ	洗浄施設
十八の三	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	水洗式脱臭施設
ロ	洗浄施設
十九	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	まゆ湯煮施設
ロ	副蚕処理施設
ハ	原料浸せき施設
ニ	精練機及び精練そう
ホ	シルケツト機
ヘ	漂白機及び漂白そう
ト	染色施設
チ	薬液浸透施設
リ	のり抜き施設
二十	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	洗毛施設
ロ	洗化炭施設
二十一	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	湿式紡糸施設
ロ	リントナー又は未精練繊維の薬液処理施設
ハ	原料回収施設
二十一の二	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー

二十一の三 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
二十一の四 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
二十二 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
二十三 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
二十三の二 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
二十四 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
二十五 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
二十六 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
二十七 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設

二十八	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
二十九	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
三十	発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
三十一	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
三十二	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
三十三	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
三十四	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
三十五	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
三十六	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

三十七	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	洗浄施設
ロ	分離施設
ハ	ろ過施設
ニ	アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
ホ	アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
ヘ	アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
ト	イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
チ	エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
リ	二エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
ヌ	シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
ル	トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
ヲ	ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
ワ	プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
カ	メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
ヨ	メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
タ	廃ガス洗浄施設
三十八	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料精製施設
ロ	塩析施設
三十八の二	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四—ジオキサンが発生するものに限る、洗浄装置を有しないものを除く。）
三十九	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	脱酸施設
ロ	脱臭施設
四十	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
四十一	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	洗浄施設
ロ	抽出施設
四十二	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	石灰づけ施設
ハ	洗浄施設
四十三	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
四十四	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	脱水施設
四十五	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
四十六	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	水洗施設
ロ	ろ過施設
ハ	ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
ニ	廃ガス洗浄施設

四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗淨施設
四十八 火薬製造業の用に供する洗淨施設
四十九 農薬製造業の用に供する混合施設
五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
五十一 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗淨施設 ホ 潤滑油洗淨施設
五十一の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
五十一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗淨施設
五十二 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研摩洗淨施設 ロ 廃ガス洗淨施設
五十四 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
五十五 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
五十八 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
五十九 碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
六十 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設

<p>六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
<p>六十二 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 へ 湿式集じん施設
<p>六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
<p>六十三の二 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設</p>
<p>六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設</p>
<p>六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
<p>六十四の二 水道施設（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
<p>六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設</p>
<p>六十六 電気めつき施設</p>
<p>六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）</p>
<p>六十六の三 旅館業（旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
<p>六十六の四 共同調理場（学校給食法（昭和三十二年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p>
<p>六十六の五 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p>
<p>六十六の六 飲食店（次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p>

六十六の七	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の八	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十七	洗濯業の用に供する洗浄施設
六十八	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
六十八の二	病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
六十九	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
六十九の二	中央卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
六十九の三	地方卸売市場（卸売市場法第二条第四項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）第二条第二号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
七十	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）
七十の二	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
七十一	自動式車両洗浄施設
七十一の二	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
七十一の三	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設
七十一の四	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
七十一の五	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）

七十一の六 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
七十二 し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）
七十三 下水道終末処理施設
七十四 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）